

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和4年12月20日(火) 開会 午後 4時 閉会 午後 5時
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 4番委員 野口 俊廣  5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦  8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫  11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子  14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一  17番委員 鎌田 良昭 19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>1番委員 瀬畑 俊夫 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸  13番委員 坂東 賢二 16番委員 浦川 昌夫 18番委員 朝田 三郎</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>3番委員 天羽 俊文 18番委員 政岡 茂</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>12番委員 森 政雄</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>付議案件</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第1号議案 保留案件の審議について  第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第4号議案 非農地証明願の審議について  第5号議案 非農地通知の審議について  第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について  第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について  第8号議案 農用地利用集積計画の承認について  第9号議案 買受適格証明願(耕作目的)の審議について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <p>1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について  2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について  3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について  4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について  5. 農地法第18条第6項の処理について</p> <p>(農政関係)</p> <p>1. 農業委員、農地利用最適化推進委員の募集について</p>

(農地関係議案 午後4時)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和4年12月徳島市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号3番天羽俊文委員、議席番号18番、政岡茂委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号14番廣瀬長市委員と、議席番号4番野口俊廣委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。では、第1号議案、保留案件についての審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、保留案件について御説明します。議案書1ページを御覧ください。

1番の申請地は、10ha以上の規模の一団の農地内にある第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である既存施設の拡張に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。譲受人は所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。この案件は、11月総会にて、添付書類のうち、資金証明書、上申書等が間に合わず、保留となっていました。その後不足書類が提出され、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしたと思われ。また、農地区分が第1種農地であるため地区審査を実施しました。

第1号議案は1件で、田のみ708㎡です。転用目的は、駐車場・資材置場です。以上、御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、地区審査に参加していただいた、入田地区の板東委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

板東委員 先月18日の午前10時より、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は森推進委員と私の委員2名、転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、入田町笠木にあり、第1種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、周囲にコンクリートブロックを設置し、40cmほど盛土します。排水については、雨水のみであり、地下浸透することによって、地元土地改良区が存在しないため、上申書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、入田地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、本案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の保留案件は、

本案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については本案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請について御説明します。議案書2ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、小作解約条件の履行による贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後32aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地11筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後66aに至り、譲受人は対象地において、南天や野菜の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、入田地区で新規就農面談を行いました。

3番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後627aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

続いて3ページを御覧ください。4番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地4筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後92aに至り、譲受人は対象地において、水稻や野菜の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上4件で、対象地は、田9,692㎡、畑1,902㎡、合計11,594㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、2番の新規就農面談に参加していただいた、入田地区の板東委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

板東委員 12月6日の午後2時より、2番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は森推進委員と、譲受人側2名、事務局2名と私の6名です。

譲受人は、譲渡人が所有する農地すべてを買い受けようとするものです。本件が許可されれば、入田地区に移住する予定です。家の周辺の平地では、ジャガイモやホウレンソウなどの野菜を栽培し、山では南天や果樹の栽培を計画しています。

譲受人は以前から自然相手の作業をしたいと考えており、勤めている会社の定年退職に伴い、農業を本格的に始めようと思ったとのことです。入田地区を選んだ理由は、農業をしている友人がおり、教えてもらいながら耕作できるからです。一緒に移住する予定の娘と二人で協力して耕作していきたいそうです。機械も、譲渡人が所有して

いるものを譲り受け、必要に応じて増やしていくとのことです。

結論として、今回の3条許可については、問題ないのではないかと心の証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書4ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、借人が露天資材置場及び露天駐車場に転用するものです。しかし、申請地はすでに転用行為が行われていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済です。

第3号議案は全2件で、地目は、田が939㎡、畑は806㎡で、合計が1,745㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場は806㎡、その他施設用地939㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請については、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書5ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、昭和39年ごろに、農地と気付かず、隣接する土地と併せて宅地造成されたもので、平成11年ごろに建替を行った以降も住宅として利用しているとのことでした。申請地は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成14年5月13日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第4号議案は1件で、対象地は田のみ66㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の非農地証明願については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書6ページを御覧ください。

1番は、入田地区で、所有者から通知願があったため、11月18日に板東委員、森推進委員の委員2名、事務局2名、申請者側1名で現地の状況を確認しております。

申請地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われまます。

第5号議案は、以上1件で、対象地は田が3,977㎡、畑が1,222㎡、合計5,199㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の非農地通知については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始し

ます。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の納税猶予適格者証明願について、御説明させていただきます。7ページを御覧ください。

今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

対象地は16筆、14,035.10㎡で、一部に私道として利用しているため、除外している箇所もございますが、それ以外は、継続して耕作状態にあります。

第6号議案は以上1件で、対象地は田のみ14,035.10㎡となっています。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

1番は、問題なく耕作を継続しております。

2番は、当初の証明時に除外していた駐車場部分を分筆した後に、対象地2筆で、合筆を行っていますが、相続税の猶予対象地には、問題はなく、耕作を継続しております。

3番は、当初の証明時には、利用権の設定があったため、除外していた箇所もございますが、相続税の猶予対象地には、問題がなく、耕作を継続しております。

第7号議案は以上3件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田3,830㎡、畑902㎡、計4,732㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第8号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、岸本昇委員、板東美佐緒委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室、着席をしていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局        それでは第8号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。それでは、議案書9ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま

す。今月は新規設定が14件、再設定が39件で合計53件となっており、そのうち、賃貸借権が38件、使用貸借権が15件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から11番が、多家良地区14筆・11件、12番から17番が、勝占地区12筆・6件、18番から19番が、上八万地区3筆・2件、20番から28番が、入田地区16筆・9件、29番から30番が、不動地区2筆・2件、31番から36番が、応神地区10筆・6件、37番から45番が、川内地区23筆・9件、46番から48番が国府地区3筆・3件、49番から51番が南井上地区3筆・3件、52番から53番が北井上地区・6筆・2件となっております。利用権設定については以上で、田44筆・57,169.08㎡、畑48筆・56,251㎡の合計92筆・113,420.08㎡となります。

第8号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長        事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案の農用地利用集積計画については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員        異議なし

議長        異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

続きまして、第9号議案、買受適格証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局        それでは、議案書16ページを御覧ください。第9号議案、買受適格証明願耕作目的について御説明します。

差押による競売に付された対象地の取得を希望しているものであります。競売に参加する際には、農地法の許可を受けられない者が落札することを防ぐため、農業委員会から買受適格証明の交付を受けることとされております。本件は、耕作目的での取得でありますので、3条の許可基準に基づいて証明の可否を御審議いただくものです。まず、本申請について法定の添付書類は整っており、また、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま

す。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は

特に見受けられません。申請人の耕作面積は、取得後48aに至り、対象地において野菜の栽培を行うとのこと。なお、申請人は新規就農者であるため、応神地区で新規就農面談を行いました。

第9号議案は以上1件で、対象地は田のみ4,816㎡です。

また、集計表の下に記載しておりますように、これらの案件に係る買受適格証明願の交付を承認した場合において、その交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、法第3条の許可申請があった場合は、会長が当該証明願の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、許可をするものとするにつまましても、あわせて御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、本審議につまましては、期間入札公告に付された物件への入札情報を示すものであるため、入札期間が終了する令和5年2月15日までは、案件の有無自体を非公開情報とするものですので、委員の皆様方におかれましても十分御留意くださいますよう、よろしくお願いいたします。それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、新規就農面談に参加していただいた、応神地区の品山委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

品山委員 12月8日午後2時より1番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は坂東推進委員と私の委員2名、譲受人側1名、事務局2名の5名です。

譲受人は、来年の2月に行われる競売に参加するため、耕作目的で買受適格証明書の交付を受けたいとのこと。対象地の農地は4,816㎡です。譲受人が農業を志す、きっかけは、飲食業を営んでおりますが新型コロナウイルスの影響で収入が減少したため、農業経験はありませんが、知人のニンジン栽培農家に教わりながら、ニンジンを耕作し、最初は農機具も借りて、徐々に買いそろえていくつもりで、将来的には耕作面積を増やし、農業所得を増やしていき、農業法人を設立し外国人を雇い入れたいそうです。目標とする経営類型はネット直販、スーパー、道の駅に販売店を持つことであり、若い世代の人に農業に、夢と希望を持って活躍していただきたいと思えます。

結論として、農機具その他で多少の心配はありますが、今回の買受適格証明願については、応神地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、本案件につままして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第9号議案の買受適格証明願については、本案件に証明書を交付すること、及び交付を受けた者が買受申出人となり、法第3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、会長が許可することについて異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第9号議案については本案件に買受適格証明書を交付することとし、買受申出人となった者から、法第3条の許可申請があった場合は、

交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、会長が許可するものとします。  
引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書17ページを御覧ください。  
1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得4件受理しました。  
18ページを御覧ください。2番は、徳島県農業会議に諮問していた、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。6件交付しました。  
19ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。4件受理しました。  
20ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。21ページにわたり10件受理しました。  
22ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項合意解約の処理についてです。23ページにわたり6件受理しました。  
報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。  
御意見なければ、次の農政関係の報告事項へ進めます。農業委員、農地利用最適化推進委員の募集について、でございますが、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、農政報告の「農業委員、農地利用最適化推進委員の募集」について、ご説明いたします。  
皆さんの任期は令和5年7月19日までとなっております、改選に向けて準備をすすめる時期となりました。募集時期や応募方法などについて、お手元にお配りしております、来年1月1日発行の「農業委員会だより」を使って説明します。1枚めくって2ページをお開きください。  
まず、主な仕事については、農業委員と推進委員が連携して活動することとしておりますが、農地権利移動の許認可の議決権は、農業委員だけにあります。  
次に、資格要件については記載のとおりですが、③の「法令等により兼職が禁止されている職にある者」については、国会議員や市の公平委員会委員、さらに農業委員さんについては、市の教育委員や固定資産評価審査委員などが該当します。  
次に、任用期間は令和8年7月19日までの3年間です。  
その次、募集人数は、農業委員については市全体での募集で19人、うち中立委員1人としております。推進委員については18人となっておりますが、それぞれの区域ごとに募集を行い、それぞれに定数があります。応募・推薦時はどの地区に行うのかを明記することになります。具体的には、次のページの中ほどにあります。  
報酬については記載のとおりで、身分は徳島市の非常勤の特別職です。  
応募については、個人からの推薦、団体からの推薦、自分で応募の3種類の方法がありまして、応募期間については、令和5年2月22日～3月22日と設定しております。  
書類の配布等については、1月15日号の広報とくしまで募集の記事を掲載しますので、同日から配布を開始します。  
次のページに移りまして、提出書類はそれぞれの応募のパターンに対応した様式となっております。  
選者につきましては、それぞれ選考委員会を開催して候補者を選出し、農業委員に

については市長が任命、推進委員については、農業委員会による委嘱ということになります。

今後、JAや推薦母体となりうる団体等に若者や女性の推薦も考慮した募集の案内をしていこうと思っておりますので、皆様にもご協力よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

議長

事務局からの説明がありましたか、何か御意見、御質問はありませんか。

それでは、御意見等がないようですので、以上をもちまして、令和4年12月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。